



志摩市環境基本計画

(含 志摩市地球温暖化対策実行計画 [区域施策編])

2016-2025

概要版



自然の恵みに感謝し、
ともに歩みつづけるまち 志摩

計画の基本的な考え方

▣ 計画策定の目的

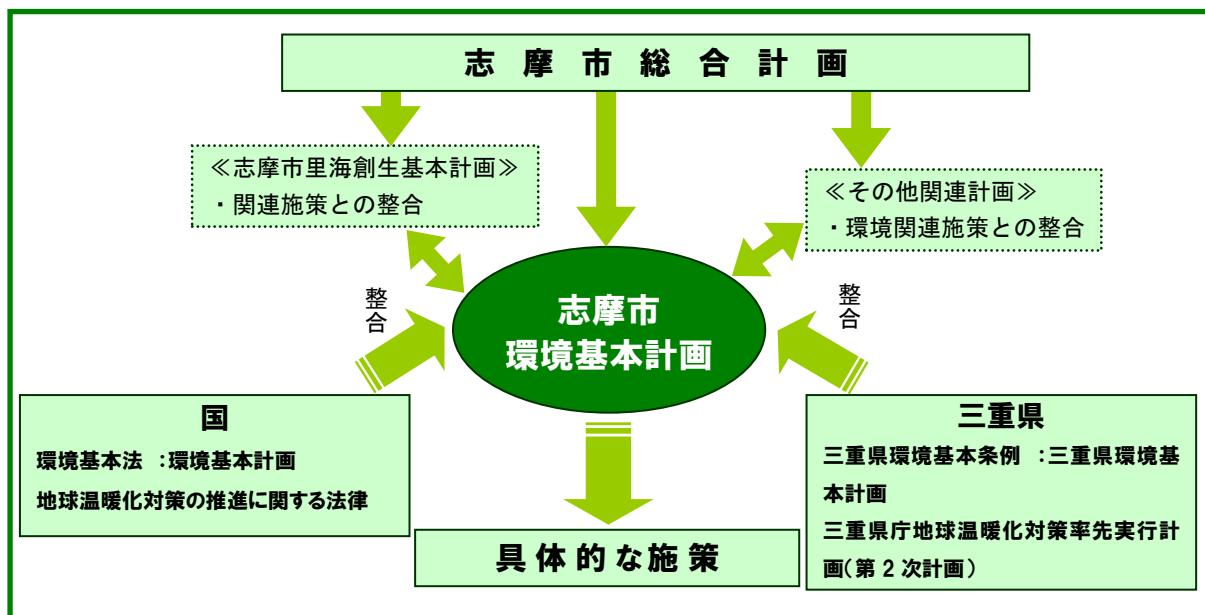
志摩市環境基本計画（志摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む。以下「本計画」という。）は、本市における良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

▣ 計画の期間

平成 28(2016) 年度 から 平成 37(2025) 年度 までの 10 年間

▣ 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。市が行う環境に関するすべての施策の策定や実施にあたっては、本計画との整合を図るものとします。また、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第 2 項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含するものとします。



自然の恵みに感謝し、 ともに歩みつづけるまち 志摩

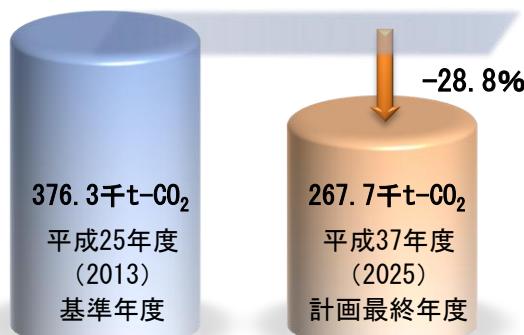
本市は、多くの緑と豊かな海に囲まれ、健全な自然環境のもと、農林水産業と観光業を基幹産業として発展してきました。しかし、急速な少子高齢化が進行する現在、産業の活性化を図るとともに、豊かな自然環境や快適な生活環境を未来へ引き継いでいくためには、一人ひとりの身近な環境問題への取り組みにとどまらず、地球規模で問題となっている地球温暖化や生物多様性への適切な対応が求められています。

本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、市民、事業者及び市が一体となり、良好な環境を保全形成しながら持続可能な生産性のある環境を確保していくためには、目指すべき本市の将来の環境イメージ像を描き、共有することが重要です。そこで、本計画では自然の恵みをいただいて生活や経済活動が行われていることへの感謝の気持ちを忘れずに、ともにいつまでも歩み続ける持続可能なまちを実現するため、本市の望ましい環境像を上記のとおり設定します。

温室効果ガスの削減目標

地球温暖化を抑制するためには、一人ひとりが積極的に環境負荷を低減する取り組みを実践し、温室効果ガスを削減する必要があります。

本計画では、温室効果ガスを削減するため、平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量 376.3 千 t-CO₂ を基準として、平成 37 (2025) 年度までに、28.8% (267.7 千 t-CO₂) の削減を目指し、国、県の施策並びに本市独自の取り組みを市民、事業者及び市が一体となって推進していきます。



施策の展開と取り組み

本計画においては、望ましい環境像を実現するために、以下の5つの環境目標を設定し、総合的な施策を展開していきます。

1 地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち

1) 温室効果ガス排出抑制の推進

- ◆市内から排出される温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取り組み
- ◆冷暖房器具の使用低減などの低炭素型生活スタイルの普及・啓発
- ◆公共交通機関の利用促進



2) 再生可能エネルギー導入の推進

- ◆公共施設における再生可能エネルギーの導入
- ◆再生可能エネルギーの普及・啓発

2 豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち

1) 自然環境の保全・管理

- ◆生物の生育・生息環境の保全、状況把握
- ◆沿岸域の自然再生に向けた取り組み
- ◆外来種の遺棄・放流対策
- ◆河川や海域、湧水などの水辺環境の保全



2) 自然とのふれあいの推進

- ◆自然とふれあう機会の創出、場の整備
- ◆緑を用いた景観の向上、植栽・緑化の推進
- ◆植栽や清掃活動を通じた環境美化意識の啓発



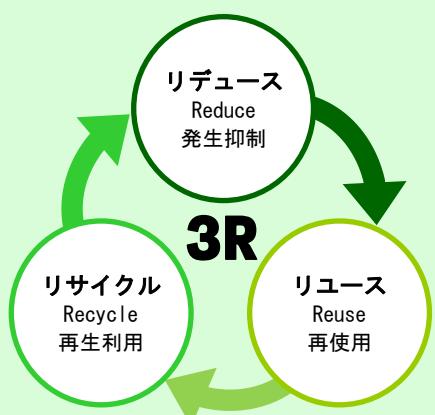
3) 公益的機能の保全

- ◆森林の保全・整備活動への支援や市有林の適切な管理
- ◆農道や水路、ため池などの農業基盤の整備
- ◆耕作放棄地の発生防止
- ◆公園や緑地の適切な維持管理や整備

3 環境への負荷を減らし、安心で快適な暮らしを実現するまち

1) 3Rの推進

- ◆生ごみ処理機の購入に対する助成、導入促進
- ◆計画的な食品の購入などによる生ごみ減量化の推進
- ◆食品トレーや牛乳パックの店頭回収などの啓発
- ◆廃棄物の有効活用方法の検討
- ◆市民や事業者への3R推進の意識啓発



2) 廃棄物の適正処理の推進

- ◆一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理
- ◆漂着ごみの適切な処理
- ◆廃棄物の焼却に対する啓発と指導
- ◆環境監視員の巡回などによる
不法投棄の状況把握と抑制
- ◆ポイ捨て防止の啓発活動



3) 快適な住環境の確保

- ◆大気、悪臭、水質、騒音などの状況把握
- ◆自動車からの排出ガス抑制や野外焼却の防止
- ◆生活排水処理施設の整備などによる生活排水対策
- ◆防犯対策の充実と防災機能の強化
- ◆放置空き家の解消や発生の抑制

4 歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち

1) 歴史的・文化的資源の保全

- ◆地域の身近な歴史・文化資源をまちづくりや観光などに活用
- ◆歴史民俗資料館における資料の保存・データ化・収集・研究・展示公開・情報発信
- ◆伝統行事・芸能の保存、継承、後継者育成活動の推進

2) 景観保全の推進

- ◆自然や景観に配慮した道路施設の整備
- ◆ポイ捨てやペットのふんの始末に対する指導・啓発
- ◆農山漁村景観の保全と保全意識の醸成



3) 環境資源活用の推進

- ◆持続可能な農林水産業の振興
- ◆農業塾・漁業塾への支援、新規就業希望者への支援
- ◆地元産物使用の推進
- ◆自然体験プログラムの充実、体験型ツーリズムなどのメニューの醸成・支援

5 環境について学び、主体的に行動するまち

1) 環境学習・環境教育の推進

- ◆実践的な環境学習計画や仕組みの充実
- ◆児童・生徒への環境教育の推進
- ◆環境に関する情報の発信



2) 環境保全活動の推進

- ◆市民や団体と連携・協力した環境保全活動の推進
- ◆自然環境の保全と利用に関する学びを支える人材の育成
- ◆活動団体が情報を共有できる仕組みづくりと活動団体の育成

重点的取り組み

本計画においては、5つの環境目標を掲げ、総合的な施策を展開していくとともに、望ましい環境像の実現に向け計画を推進していくために、環境目標の領域を超えて横断的に推進する施策を「重点的取り組み」として次のとおり位置づけ、市民、事業者及び市が優先的かつ相互に協働して取り組んでいきます。



地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策実行計画の推進
市民、事業者及び市が一体となって実施状況などを把握しながら推進します
- 省エネ・創エネ設備の導入促進
家庭での再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進を図ります
- 低炭素型生活スタイルへの転換
二酸化炭素排出量を削減する生活スタイルの普及・啓発を図ります



環境資源の保全と活用の推進

- 新しい里海創生によるまちづくり
沿岸域の総合的な管理の下、自然の恵みの保全と利用とのバランスをとりながら、その取り組みを付加価値として経済活動に取り入れ、地方創生につなげていきます
- 伊勢志摩国立公園の周知啓発と利活用
国立公園としての自然環境を保全することの重要性を啓発するとともに、体験交流型、自然志向型の観光など、国立公園という立地を活かした利活用を推進します
- 水環境への負荷の低減
生活排水の適正処理や市民一人ひとりができる取り組みなどを啓発します



資源循環型社会の推進

- リデュース（発生抑制）の推進
容器包装などの減量化を推進し、ごみの分別ルールの啓発や家庭用電気式生ごみ処理機の購入に対する助成を実施します
- リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の推進
環境活動を支援・活性化させるとともに、店頭回収などの協力体制を整備します
- 不法投棄防止対策の強化
環境監視体制の充実を図り、悪質な不法投棄にも適切に対処します





市民・事業者の主な行動例



1 地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち

- 照明やテレビなどのスイッチはこまめに切り、電気やガスの無駄づかいをやめる。
- 自動車の購入時には、低燃費・低公害車を選択し、運転時にはエコドライブを心がける。
- 近距離は、徒歩や自転車で移動する。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器など、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

2 豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち

- 希少な野生生物の採取や捕獲をしない。
- 外来魚の放流やペットの遺棄をしない。
- 住宅や事業所の樹木などは、適切に管理する。
- 身近な自然とふれあえる公園づくりや維持管理に協力する。

3 環境への負荷を減らし、安心で快適な暮らしを実現するまち

- 廃棄時に処理が困難な製品や使い捨て製品の製造・販売・購入・使用をできるだけ控える。
- 再生資源を利用した製品（リサイクル製品）や材料の製造・販売・購入・使用に努める。
- 生ごみは捨てる前にしっかりと水切りをする。
- ごみの分別は正しく行う。
- 公共下水道や集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置などに努める。

4 歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち

- 地域の祭りや伝統行事に参加し、地域の活性化に参加・協力・支援する。
- 周辺の環境と調和のとれた建物や住宅、屋外広告物、生垣、花壇などの整備に努める。
- 空き缶などのポイ捨てはしない。
- 地産地消に努める。

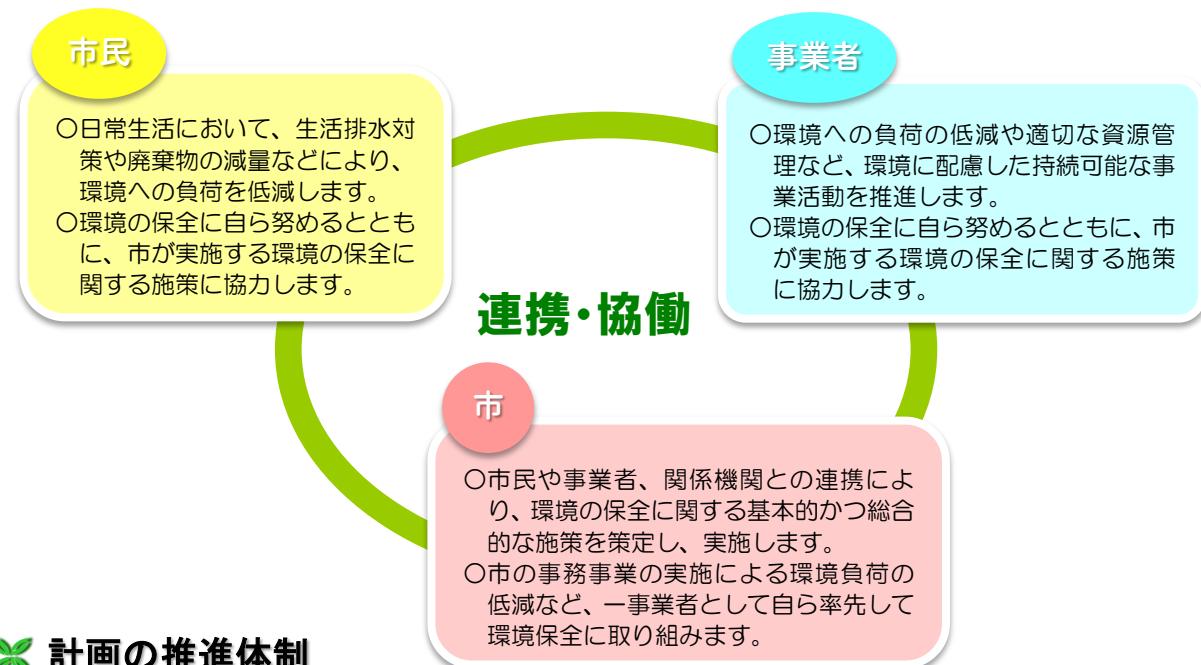
5 環境について学び、主体的に行動するまち

- 環境問題に関する情報を新聞や雑誌、インターネットなどから入手する。
- 自然観察会や勉強会などに積極的に参加・協力・支援する。
- 家庭や職場の中で、環境問題についての話し合いや、環境保全活動を行う雰囲気づくりを進める。
- 地域などの環境保全活動に参加・協力・支援する。

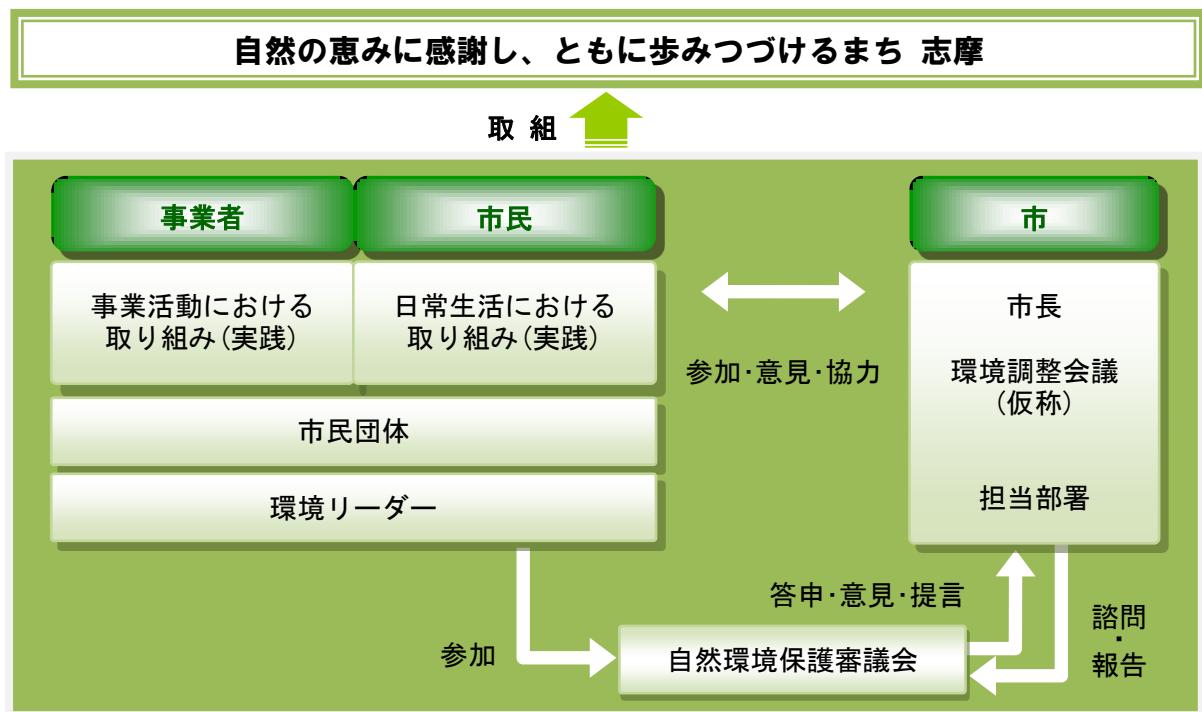
計画の推進に向けて

各主体の役割

本計画を推進するためには、市だけでなく、市民、事業者との協働が必要です。また、各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。以下に各主体の役割を示します。



計画の推進体制



志摩市環境基本計画 (含 志摩市地球温暖化対策実行計画 [区域施策編]) 概要版

平成 28 年 3 月

志摩市役所生活環境部環境課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22 ☎0599 (44) 0228